

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの平成30年度における業務実績評価に係る意見について（案）

平成30年度における地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの業務の実施状況は、「概ね着実な業務の進捗状況」とであると認められる。評価の決定に際しては、次の点について留意されたい。

- ・ 病院部門では、超高齢社会において重点的に求められる疾患領域に的確に取り組み、また、研究部門でも、高齢者特有の疾患に対する治療法の開発につながる成果を上げるなど、第三期中期目標の達成に向けた取組が進められている。
- ・ 診療報酬請求に関し、施設基準の管理体制等に不十分な点が認められ、返還金が発生したことについて、診療報酬制度の下、算定の際に施設基準などを順守することは、特に公的医療機関ではモラルを問われるところであり、原因分析を十分に行った上で、再発防止のための体制整備を確実に進めることが必要である。

また、会計の観点からも、過年度の収益額の適正性や第三期中期目標期間における期間損益に影響を与えるものであることから、再発防止の徹底が求められる。

さらには、今回の事案に限らず、通常と異なる状況が発生した場合、適切な初動対応が重要であることから、新規の事案や状況の変化が生じた際に適切に対応できるよう、管理体制の更なる強化が必要である。

- ・ 今後、参考値の意義を明確にするなど、業務実績報告のあり方について更に検討するとともに、評価委員がより客観的な立場で意見を述べることができるよう、東京都が評価者として評価委員に対する積極的な情報提供を行うなど、分科会運営のあり方についても検討していくことが必要である。

また、第三期中期目標及び中期計画の達成に向けては、法人が次の取組を推進することを期待する。

- ・ 東京都における高齢者医療及び研究の拠点として、アドバンス・ケア・プランニング（自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い共有すること）について、積極的に取り組んでほしい。
- ・ 新たに立ち上げた研究支援組織を活用し、高齢者の健康長寿と生活の質の向上を目指す研究の更なる推進を期待する。